

津野町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 津野町

事 業 名 : 下水道事業(特定地域生活排水処理事業)

策 定 日 : 令和 3 年 9 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成8年度	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非法的
処理区域内人口密度		流域下水道等への 接続の有無	該当なし
処理区数	1区(津野町全域)		
処理場数	832基(令和3年9月末現在)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	該当なし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	定額制 5人槽 2,380円(税抜) 7人槽 2,857円(税抜) 10人槽 3,333円(税抜)		
業務用使用料体系の 概要・考え方	該当なし		
その他の使用料体系の 概要・考え方	該当なし		
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載		実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	1人
事業運営組織	建設課内に、課長、課長補佐、課員で構成されています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化槽の保守点検、清掃等については民間委託を実施。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

※添付した「経営比較分析表」に補足事項等がある場合は記載すること。
別紙1

2. 経営の基本方針

■維持管理費・資本費の適正化

本町では、市町村設置型浄化槽事業で設置した831基の適正な維持管理に努めます。
歳出面については、これまでと同様に民間業者への委託による適正な維持管理に努め、老朽箇所や補修箇所への迅速な対応によりコスト削減に努めます。委託業務の見直しなどの維持管理費の削減を進め、一般会計からの繰入金金の縮減を図り経営の健全化を推進していきます。

■使用料の適正化

町が浄化槽を設置し管理するため、管理が適正に行われる反面、維持管理費の1/4程度を町が財政負担しているのが実情です。将来的には、維持管理費等のコスト縮減について検討を行うと同時に、現状では使用料収入で維持管理費用を賄えない状況にあることから、適正な使用料の試算を行います。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	収支計画の策定の前提となる長期投資試算の結果及びそれに基づく長期目標
-----	------------------------------------

※収支計画の策定に当たって反映した取組について具体的(対象施設、時期、金額等)に記載すること。

<取組例>

- ・投資の目標に関する事項
- ・管渠、処理場等の建設・更新に関する事項
- ・広域化・共同化・最適化に関する事項
- ・投資の平準化に関する事項
- ・民間の活力の活用に関する事項(PPP/PFIなど)
- ・防災・安全対策に関する事項
- ・その他

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	収支計画の策定の前提となる長期財源試算の結果及びそれに基づく長期目標
-----	------------------------------------

・財源の目標に関する事項

国庫補助金、分担金については年間設置基数で計画しています。

・使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

使用料については、新規設置による維持管理基数の増加に応じて算定しました。
本計画中では、人口減少による浄化槽の使用中止は見込んでおりません。

・地方債に関する事項

浄化槽の新設に伴う建設改良費に係る発行可能額で計画しました。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・民間の活力の活用に関する事項

現在の委託業務について、実績から算定しました。

・修繕費に関する事項

過去の実績、経年劣化及び維持管理基数の増加を考慮し算定しました。

・委託費に関する事項

現在の委託費を参考に、維持管理基数の増加を考慮し算定しました。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	該当なし
投資の平準化に関する事項	
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	計画期間に、PPP/PFIなどの予定はありませんが、必要に応じて検討していきます。
その他の取組	該当なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	令和6年度から公営企業会計として運用していくので、移行に合わせて料金見直しを実施する予定である
資産活用による収入増加の取組について	個人の宅地内に合併浄化槽が設置されているため該当なし
その他の取組	該当なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	予定なし
職員給与費に関する事項	収支計画に反映済み
動力費に関する事項	動力費の支出はありません。
薬品費に関する事項	薬品費の支出はありません。
修繕費に関する事項	収支計画に反映済み
委託費に関する事項	収支計画に反映済み
その他の取組	特になし

4. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	進捗管理(モニタリング)は、毎年の決算時期に実施をし、5年のタイミングで見直し(ローリング)の実施予定とします。また、収支計画と実績の乖離が著しい場合も見直し(ローリング)を行うこととします。
---------------------	--

経営比較分析表（令和2年度決算）

別紙1

高知県 津野町

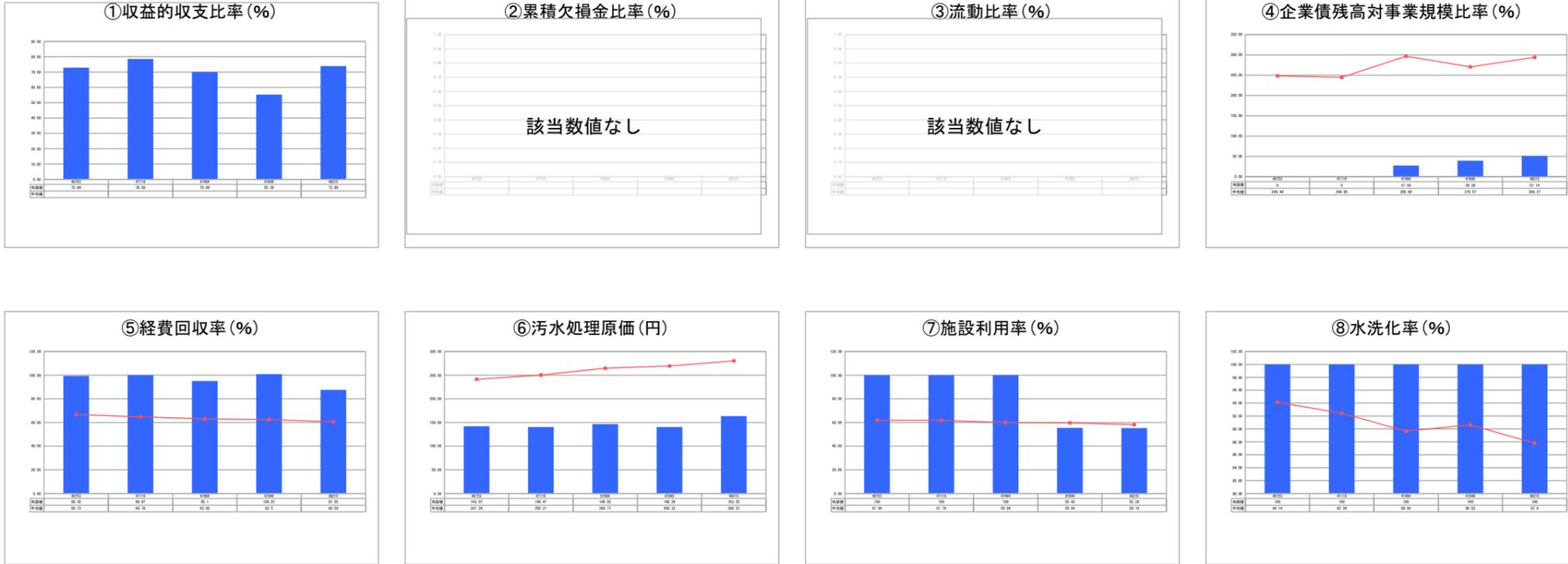
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	49.98	100.00	2,618

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
5,620	197.85	28.41
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
2,810	197.98	14.19

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和2年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析値

1. 経営の健全性・効率性について
概ね他市町村と比較して適正に経営できていると考える。
表にもあるように現在特筆すべき大規模な改善点はないものと考えられるため、今後も同様の健全性・効率性を維持できるように努める。

2. 老朽化の状況について
使用実績から30年程度が耐用年数であるが、現在は耐用年数を超えるものはないため、老朽化への対応については、今後数年間は準備期間であると考えている。

2. 老朽化の状況



全体総括
現在は適切な運営が行われていると考えるが、老朽化や新規設置も含めて、今後の維持管理等については現在の経営状況では困難になることも考えられるため、料金改定も含めて検討課題である。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均値を表示していません。